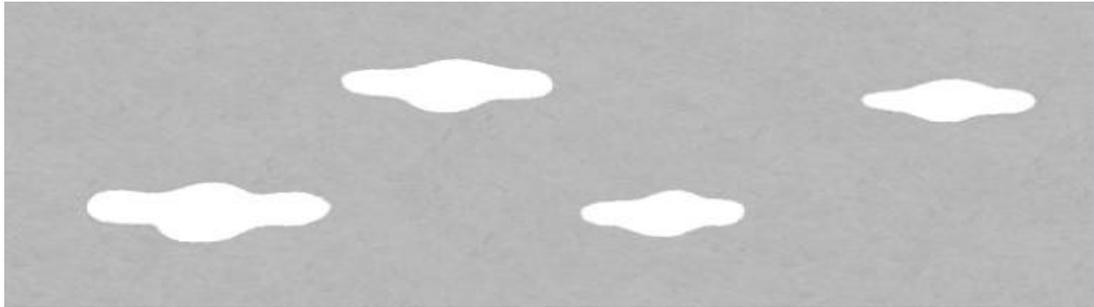


第4章 具体的な取組



第4章 具体的な取組

【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～

施策内容（1）学校等での子どもへの支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1(1)①	学びのトライアル事業	生涯学習にもつながる「自ら学ぶ力」を育成することを目的に、学校図書館整備をはじめとする学びの環境づくりや家庭学習をはじめとする学習習慣づくり、そして子どもたちが積極的に学ぼうとする授業づくり等、学力向上につながるさまざまな取組を行っています。	学校教育推進室
1(1)②	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。	学校教育推進室
1(1)③	スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	学校教育推進室
1(1)④	スクールサポーターの配置	学校園における課題の改善を図るため、その状況に応じて園児・児童・生徒への教育支援（学習補充・特別支援教育・日本語指導・クラブ指導等）を行うスクールサポーターを配置しています。	学校教育推進室
1(1)⑤	不登校総合対策事業	東大阪市内の25中学校区全てを重点ブロックと位置づけ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、定期的に幼小中の連携会議を実施しています。また、ブロック代表者会議で各中学校区の取組等を集約し、教育相談機能の充実、教職員の資質向上を図っています。	学校教育推進室

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (1) ⑥	教育支援センター事業	教育支援センター（適応指導教室）において、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の学校復帰を支援しています。	教育センター
1 (1) ⑦	教育相談・発達相談（教育センター）	「いじめを許さない・いじめのない学校園」づくりに向けた教育活動に資するため、幼稚園・認定こども園・小学校へ相談員を派遣し、相談を行っています。保護者と子ども向け電話相談窓口の設置と周知を行うことにより、保護者や子どもが悩みを話せる場を多く持てるようにしています。	教育センター
1 (1) ⑧	家庭文庫育成事業	地域で絵本・児童書と子どもたちを結びつけ、図書館から遠い地域でもより豊かな読書環境を整備するため図書資料の提供を行っています。	社会教育課
1 (1) ⑨	留守家庭児童育成事業	50 小学校の敷地内において留守家庭児童育成クラブを開設しており、下校後保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を預かり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行っています。対象児童は小学校1年生から小学校6年生まで、開設日及び時間は平日午後6時30分までです。土曜日も開設しています。	青少年スポーツ室

施策内容（2）就学支援の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (2) ①	幼稚園就園奨励費補助	幼稚園教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、園児の世帯の市町村民税課税額に応じて補助金を交付しています。	子育て支援課
1 (2) ②	保育料減免	保育所（園）、公立幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設の保育料について、申請の上、市が定める条件に該当する際に減額を行っています。	子育て支援課

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (2) ③	就学援助制度	市立小・中学校に子どもを就学させることが経済的に困難な保護者に、学校の費用の一部を援助する制度です。	学事課
1 (2) ④	東大阪市特別支援教育就学奨励費	市立小・中学校の支援学級に在籍されている児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、必要な義務教育経費の一部を援助しています。	学事課
1 (2) ⑤	東大阪市立障害児者支援センター レピラ	発達の遅れや、心身に障害のある子どもについての総合的な支援をする施設です。診療、療育、訓練等を行い、子どもの発達や障害に関する相談を行っています。	子ども家庭課

施策内容（3）大学等進学に対する教育機会の提供

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (3) ①	東大阪市奨学金制度	経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考の上、無利子で奨学金をお貸しする制度です。卒業後には、返還の義務が生じます。	学事課
1 (3) ②	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金等を貸付する制度です。 ※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。	子ども家庭課

施策内容（4）生活困窮世帯への学習支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (4) ①	生活困窮者自立支援事業(学習等支援事業)	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	生活福祉室

施策内容（５）その他の教育支援

No.	事業名・取組内容		所管課
1 (5) ①	早寝・早起き・朝ごはん運動	市内在住の幼稚園児・保育所（園）・認定こども園児、小中高生の生活リズムを整え、ひいては学力の向上を目指して取り組んでいる事業です。啓発ポスター・チラシの配布や、機会のあるごとに市内各種団体への協力の呼びかけ等を実施しています。	青少年スポーツ室
1 (5) ②	ブックスタート事業	各保健センターで実施する乳幼児（４か月）健診の際に、全世帯に絵本を配布し、１人１人に読み聞かせを実施し、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援しています。	社会教育課
1 (5) ③	キャリア教育推進事業	子どもたちが地元を大切に思う心「地尊感情」を育むキャリア教育の推進を目的に以下の事業を実施しています。 ①キャリア教育プログラムの充実 ②教職員向け『キャリア教育研修』の実施 ③経済部と連携してモノづくり体験教室の推進	学校教育推進室
1 (5) ④	インターンシップ体験活動	市立高校の生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、確かな職業観、勤労観の育成のため、庁内及び関係施設において職場体験を行っています。	学校教育推進室
1 (5) ⑤	小中学校における体験学習（職場体験等）	【小学校】 小学校では、商業に結びつくキッズマートや米作り等の体験学習・ものづくり体験や工場の社会見学・職業人への聞き取り学習に取り組んでいます。 【中学校】 中学校では職業調べ、キャリアデイとして職業人の話を聞く学習・「職場体験学習」等を行っています。	学校教育推進室

【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～

施策内容（1）保護者の生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2（1）①	生活保護制度	病気になったり、職を失ったり、その他さまざまな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、生活ができないときに、世帯の生活を援助し、自立した生活を送れるように支援するための制度です。各福祉事務所にて相談支援を行っています。	生活福祉室 各福祉事務所
2（1）②	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置しています。生活に困っている方に対し、相談を受けて支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等、自立に向けた支援をすることで生活再建をすすめていくものです。個別の事情に対し、他機関と連携する場合があります。	生活福祉室
2（1）③	がん検診・成人歯科健診事業	がんの早期発見、早期治療を目的にがん検診を実施しています。（女性は20歳以上で子宮がん、40歳以上乳がんを2年に1回）、その他、40歳以上の肺、大腸、胃のがん検診を実施。自己負担は非課税、生活保護世帯は無料です。成人歯科健診は30歳以上の5歳刻みの年齢で無料で実施しています。 ※年齢の上限あり。	健康づくり課
2（1）④	育児支援すくすく事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所（園）を開放し、保育所（園）児との交流を通じて、保護者に対して育児の仕方等について相談助言等を行っています。	子育て支援課 保育室

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (1) ⑤	地域子育て応援団事業	事業者等に協力会員になっていただき、「地域子育て応援団」として子育てサポーターへつなぐなど、地域全体でサポートする仕組みづくりを行っています。また、子育て情報をウェブサイトや冊子、メールマガジン等によって提供し、地域の子育てを支援しています。	子育て支援課
2 (1) ⑥	保育所地域活動事業	保育所（園）において、園庭開放（赤ちゃん教室、土曜自由来所も含む）等で親子で遊ぶ場を設定したり、育児不安を持つ保護者等に対し情報の提供や育児相談等を行うことで子育て支援を行っています。	子育て支援課 保育室
2 (1) ⑦	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。 【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。	子ども見守り課
2 (1) ⑧	子育てサークルへの支援	子育てに不安を持つ保護者に対し、子育てのアドバイスや相談に応じるとともに、個々の親子をつなげ、子育てサークルとしての活動へ導くため、子育てのつどいを開催しています。また既に活動しているサークルに対して、保育士、保健師の派遣、遊具や活動する部屋の貸出等を行い、運営のアドバイスや講演会を開催しています。	子育て支援課 社会福祉協議会 保育室 母子保健・感染症課 保健センター

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (1) ⑨	地域子育て支援拠点事業	<p>【地域子育て支援センター事業】</p> <p>地域全体で子育てを支援する基盤づくりのため、子育て支援センターを中心に子育て相談、子育てサークルの育成支援等地域の子育て家庭への支援を行っています。</p> <p>【つどいの広場事業】</p> <p>主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流し、育児相談等ができる場を提供しています。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>保育室</p>

施策内容（2）子どもの生活支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (2) ①	ひきこもり等子ども・若者支援事業	来所による相談等により、ひきこもり状態から脱出できるように支援を行うもので、社会復帰へとつなげることを目的としています。	青少年スポーツ室

施策内容（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

No.	事業名・取組内容		所管課
2 (3) ①	小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者（児）、及び子育て家庭等支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	福祉企画課
2 (3) ②	地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員が、ひとり親家庭の抱えている悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等関係機関と連携して見守っています。	<p>生活福祉室</p> <p>子ども家庭課</p>

No.	事業名・取組内容		所管課
2(3)③	母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	子ども家庭課 福祉事務所
2(3)④	地域や関係機関、団体との連携した取組の推進(愛ガード運動推進事業)	地域で子どもを守る活動と防犯教室をすすめています。また、学校園、少年サポートセンター、子ども家庭センター、警察が情報交換と連携を図っています。	学校教育推進室
2(3)⑤	コミュニティソーシャルワーカーの配置	援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、要援護者の課題を解決するための援助を行っています。	福祉企画課
2(3)⑥	児童虐待防止事業(東大阪市要保護児童対策地域協議会)	要保護児童対策地域協議会の運営や、啓発活動として子育て講演会、研修会等に取り組む一方、3地域(東・中・西)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組んでいます。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施しています。	子ども見守り課

施策内容(4) 妊娠期から切れ目のない支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2(4)①	保健師家庭訪問事業	主に妊娠時、新生児、乳幼児期に住所地を担当する保健師が家庭に訪問して、心身の状況、育児等について相談に応じ、情報提供や支援を行うとともに必要な機関へのつなぎを行います。	母子保健・感染症課 保健センター

No.	事業名・取組内容		所管課
2(4)②	妊婦健康診査・妊婦 歯科健診・産後健診	妊娠期には、健康で安全な出産を迎えるための母体管理をするために産科医療機関での定期的な受診が必要です。また、産後は心身ともに健康で育児を行うためにも産後健診を全産婦に受けていただくことが重要であり、経済的な負担を軽減するために補助を行っています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン タ ー
2(4)③	乳児一般・後期健康 診査	生後1か月頃と生後10か月頃の成長や発達が著しい時期に、それらや育児の状況を確認するため、乳児一般・後期健康診査を委託医療機関で無料で実施します。継続的に発達・発育・育児の様子観察が必要な家庭については、委託医療機関からの連絡を受け、保健センターでの支援を行っています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン タ ー
2(4)④	乳幼児家庭全戸訪 問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行うとともに、養育困難な家庭に対しては、早期に適切なサービスに結びつけるように支援しています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン タ ー
2(4)⑤	乳幼児(4か月・1 歳半・3歳半)健康 診査	乳幼児の月齢に応じた発育・発達状況について、体重・身長計測、医師・歯科医師の診察、保健師、栄養士、心理職等の専門家による育児相談を行っています。特に母子を取り巻く育児環境は社会情勢に影響を受けるため、必要に応じて個別支援を健診後も継続して丁寧に対応しています。	母子保健・感 染症課 保 健 セ ン タ ー
2(4)⑥	児童虐待発生予防 システム構築事業	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の未受診家庭を民生委員・児童委員が家庭訪問して、健診の受診をすすめ、必要な養育支援につなげています。	子 ども 見 守 り 課
2(4)⑦	子育て支援電話相 談事業	子育てについての不安や悩み・18歳未満の子どもに関する相談に、休日・夜間を問わず24時間・365日相談員が電話で応じています(必要に応じ東大阪市内の関係機関をご案内します)。	子 ども 見 守 り 課

No.	事業名・取組内容		所管課
2(4)⑧	養育支援訪問事業	特に養育支援が必要と思われる家庭を対象に、子育て支援員や助産師が家庭訪問し、保護者の養育能力を向上させるための支援(相談支援や育児・家事援助等)を行っています。	子ども見守り課 母子保健・感染症課 保健センター
2(4)⑨	ティーンズママの会	10代で妊娠・出産した母親を対象にして、親子が集う会を設けています。仲間と一緒に季節ごとのイベントを行ったり、調理実習等を通して食生活を見直す機会や、子どもへの手作りのおもちゃを作ったりしています。母親にとって、会が居心地のよい場となり、子育てに関する知識や方法を身につけることができるように、保健師や助産師、保育士がさまざまな相談やアドバイスをしています。	母子保健・感染症課 保健センター

施策内容(5) 住宅の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
2(5)①	市営住宅整備事業	東大阪市公営住宅等長寿命化計画に基づき老朽市営住宅の建替えを行い、若年者世帯を含む住宅に困窮している低額所得世帯への良質な住宅を供給しています。また、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居を募集しています。	住宅政策室
2(5)②	住宅確保給付金制度(生活困窮者自立支援制度)	就労意欲のある65歳未満の方で2年以内に離職または廃業により家賃の支払いに困り、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象に、一定期間、住居確保給付金(限度あり)を支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行っています。 ※給付要件あり。	生活福祉室

施策内容（６）相談機能の充実

No.	事業名・取組内容		所管課
2（6）①	すこやかテレホン事業	東大阪市青少年補導センター内にて、すこやかテレホン相談員（市少年補導員）が交代で電話対応しています。来所相談や、メールでの相談も受付けています。（東大阪少年補導協会に委託して事業を行っています。）	青少年スポーツ室
2（6）②	児童家庭相談事業	市の児童虐待に係る通告窓口であり、要保護児童対策地域協議会の調整機関である各福祉事務所で、0歳から18歳までの児童及び家庭に関する相談全般に応じ、適切な窓口の紹介や継続的な相談・支援を行っています。	子ども見守り課 家庭児童相談室
2（6）③	児童相談事業（学校生活等に関する相談）	個別相談（相談・助言及び保護者はカウンセリング、児童はプレイセラピー）・ケースワークを実施しています。	教育センター
2（6）④	東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム（相談事業）	男女共同参画社会を目指し、さまざまな悩みについて、女性のための相談（電話、心理面接、法律、労働、多言語）、男性のための相談（電話）を実施しています。	男女共同参画課
2（6）⑤	DV対策事業	DVに関する専門相談を通じて、DV被害者を支援しています。	男女共同参画課

施策内容（７）子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

No.	事業名・取組内容		所管課
2（7）①	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築します。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行います。	子ども家庭課

【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

施策内容（1）保護者に対する就労の支援

No.	事業名・取組内容		所管課
3（1）①	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談、法律相談等を実施しています。	子ども家庭課
3（1）②	母子・父子家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】</p> <p>母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】</p> <p>母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために養成期間で修業する場合に、一定期間高等技能訓練促進費を支給しています。</p>	子ども家庭課
3（1）③	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しています。	子ども家庭課
3（1）④	ワークサポート事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	労働雇用政策室
3（1）⑤	就活ファクトリー東大阪の設置	39歳以下の若者と女性（女性は年齢制限無し）を対象に、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施しています。	労働雇用政策室

【施策の方向 4】 経済的支援

施策内容（1） 経済的支援

No.	事業名・取組内容		所管課
4（1）①	母子福祉資金、父子福祉資金の貸付	20才未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭への貸付制度です。 （貸付の種類）修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など。	子ども家庭課 福祉事務所
4（1）②	子ども医療費助成事業	子どもが医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部と入院時の食事代の自己負担金を助成しています。 ※年齢制限あり。	医療助成課
4（1）③	ひとり親家庭医療費助成事業	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親（父、母または養育者とその子）の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担金の一部を助成しています。	医療助成課
4（1）④	児童手当事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的とし、児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。支給期間は児童が中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までです。	国民年金課
4（1）⑤	児童扶養手当事業	ひとり親家庭（父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合も含む）の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満までです。 ※所得制限あり。	国民年金課